

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保し内部管理態勢の充実・強化を図るため、信用金庫法に基づき「内部管理基本方針」を制定し、取り組みを進めております。「内部管理基本方針」につきましては、P23をご覧ください。

●取組状況

当金庫は、理事会を経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項について意思決定を行う機関として定めております。理事会は、経営計画および年度ごとの事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価しております。また、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高めております。この理事会の機能を補完する組織として、常勤理事によって構成される常務会が設置されており、金庫の健全かつ円滑な運営を図るため、経営ならびに重要な業務に関する事案について、検討・審議を行っております。あわせて経営諮問委員会、経営管理委員会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会等を設置・運営し、さらなる経営管理強化に努めております。

また、監事につきましては、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会など経営の業務執行

に関わる重要な会議等に出席し、報告を求めることができる態勢をとっております。

●内部監査態勢

業務監査につきましては、監査部を設置して本部各部、営業店および子会社等に定期的な監査を実施し内部統制に努めております。同時に、監事会も設置しており、内部統制機能につきまして包括的な監査を実施しております。また、内部統制機能向上の一環として、財務諸表作成に係るプロセス管理を強化し、その基本的枠組みの構築および自己点検、内部監査を実施しております。具体的には財務諸表作成のため必要となる各部門からの計数報告および決算担当部門における決算処理に対して、監査部による決算処理に係る内部監査と各部門長による確認書の提出を義務づけ、各部門および各部門長の責任の明確化を図り、財務諸表の正確性および財務諸表作成に係る内部統制の有効性を図っております。

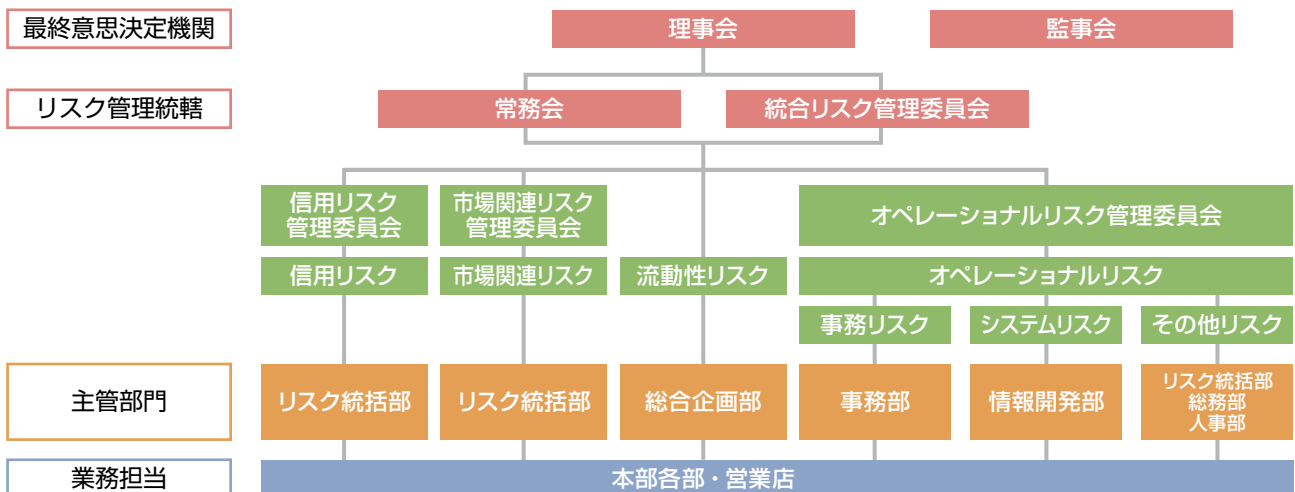
リスク管理態勢

当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスク統括部を設置し、経営の健全性を確保するための態勢を構築しております。構築にあたっては、金庫経営において内包する様々なリスク（信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等）を総体的に把握したうえで、質・量ともに十分な自己資本を維持する自己管理型のリスク管理態勢を指向するものとしております。統合的リスク管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として策定しております。

また、当金庫全体におけるリスクを一元的に審議・管理する「統合リスク管理委員会」を設置するとともに、リスクカテゴリーごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しております。「統合リスク管理委員会」は、統合的リスク管理方針および各リスクの管理方針を策定または修正するほか、統合的リスク管理に関する重要事項を理事会に付議、報告する態勢をとっております。

加えて、監査部が、リスク管理の実効性を確保するため監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事等に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・関連部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証しております。

[統合的リスク管理体制図]



各リスクの管理に関する基本方針

信用リスク管理

信用リスクとは、取引相手の倒産や経営の悪化により、貸出金等の元本および利息が約束通り返済されなくなり損失を被るリスクのことです。

信用リスクについては、貸出先を12段階に格付けする「企業格付制度」によって、貸出金等の資産の自己査定 of 適正化に努めております。さらに、リスク統括部が資産査定実施部門に対して、資産査定の検証や担当者の教育・指導を行うなど、相互牽制機能が発揮できる態勢となっております。

また、審査部、経営支援部、融資管理部が、それぞれの役割と責任を明確にして信用リスクを組織的に管理しております。審査部では、クレジットポリシーに基づいた厳格な審査を行い、経営支援部では、取引先企業の経営改善の支援を行い、融資管理部では、延滞債権等に対して管理・回収の強化を図っております。これらの活動を通して信用リスクの予想損失額を算出するとともに、潜在的な信用リスクも把握することによって、信用リスクの総合的管理を推進しております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、為替、株式等、様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生みだされる収益が変動し損失を被るリスクのことです。

市場関連リスクについては、市場運用業務を行うフロント部門、資金決済および事務処理を行うバック部門、リスク管理を行うミドル部門を組織上分離し、相互牽制が働く態勢を確立しております。また、リスク・リミット(リスク限度枠)、保有限度枠、ロスカット基準を市場関連リスクに関する限度枠として設定し、厳格に管理しております。

ミドル部門は、管理対象となるリスクを特定したうえでVaR等にてリスクを計測・分析し、適時にストレステストを実施するとともに、リスク状況、限度枠遵守状況および使用状況等のモニタリングを行っております。金利リスクについては金利感応度を把握することで重点的な管理を実施しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、「流動性リスク管理基準」に基づき、必要資金等を的確に把握して厳正に管理しております。さらに具体的な対応については、「流動性リスク管理マニュアル」等で周知するなど万全を期しております。

日常の資金管理につきましては、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰り表を作成するなど保有資産の流動性を十分に確保しております。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務プロセス、従業員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化から損失を被るリスクのことで、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の幅広いリスクを含んでいます。

事務リスクについては、事務部が日常の事務ミス防止のため事務規程や事務マニュアル等を整備するとともに臨店指導を行っております。また、監査部が定期的な監査を実施し、事故の未然防止に努めております。

その他リスクに関しては、主管部門が発生防止に向けた取り組みを進めております。



コンプライアンスへの取り組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任を重く受け止め、法令や法令に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守する態勢を構築しております。また、法令等遵守については平成 26 年度から取り組んでいる中期経営計画においても経営の最重要課題と位置づけており、今年度も引き続き取り組んでまいります。「コンプライアンス基本方針」を本部各部・営業店内に掲示し、コンプライアンス意識、倫理観の醸成に日々努めております。

「コンプライアンス基本方針」につきましては、P24 をご覧ください。



●コンプライアンス態勢

法令等遵守態勢としては、リスク統括部内に専門の担当者を配置し、全部店のコンプライアンス態勢について統括、指導を行っております。

本部各部・営業店には、コンプライアンス責任者および担当者を配置しております。コンプライアンス担当者は、勉強会や OJT (On the Job Training) を通じて法令等遵守意識が職員一人ひとりに浸透するよう努めるとともに、コンプライアンスに関する相談窓口となり、統括部門と連携して法令等遵守を徹底させる役割を担っております。

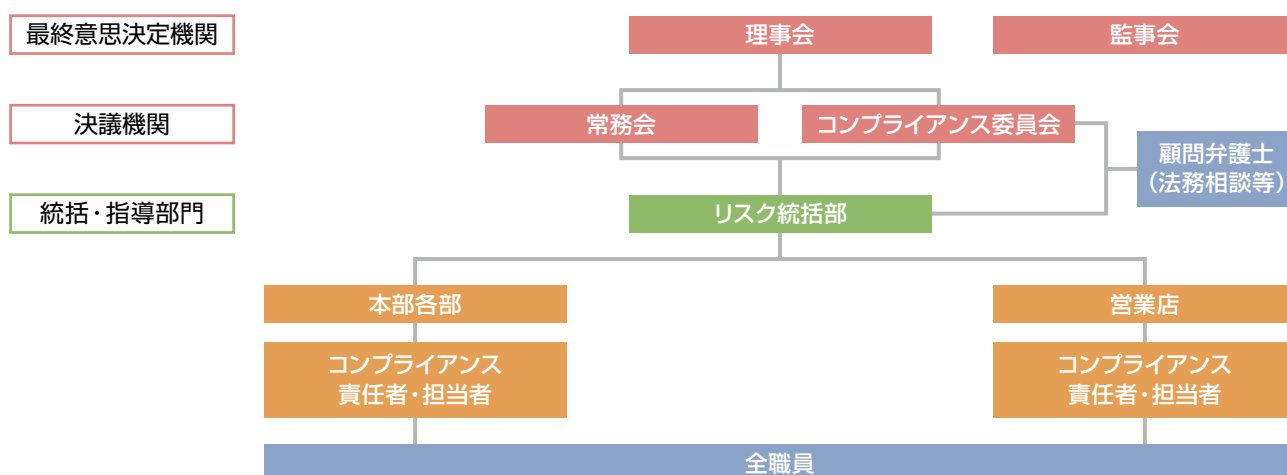
コンプライアンスに関する問題を審議する機関として「コンプライアンス委員会」を設置しており、コンプライアンス担当者から定期的に報告を受けることとなっております。

●態勢強化への取り組み

当金庫は、法令等遵守態勢を強化するため以下の取り組みを行っております。

- ・「水戸信用金庫の行動基準」の制定
- ・「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への配布と勉強会の実施
- ・「コンプライアンス・プログラム」の策定
- ・内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の開設
- ・「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力への対応規程」の制定
- ・信用金庫取引約定書、普通預金規定等への暴力団排除条項の導入
- ・シニア・コンプライアンス・オフィサーの取得についての積極的な推進（資格取得者 494 名・平成 28 年 3 月末現在）

【コンプライアンス体制図】



金融犯罪対策への取り組み

当金庫は、預金口座を利用した犯罪の未然防止およびお客さまの財産保護のため、口座開設等の取引時の本人確認を徹底し、不正取引防止に努めるとともに、様々な取り組みを実施しております。

●ニセ電話詐欺への対応

多発するニセ電話詐欺を防止するために、ATM コーナーでの携帯電話の使用を制限するとともに、窓口にて振り込み先の確認等を行うことでニセ電話詐欺の防止に努めております。平成 27 年度は 10 件のニセ電話詐欺を未然に防止しました。

また、ご高齢のお客さまが窓口で多額の現金払い戻しを希望される場合、現金に替えて、「自己宛小切手」の発行をお勧めしております。

「自己宛小切手」は現金化に時間を要し、支払い相手を特定できる可能性があることから、万一、紛失や盗難、詐欺に遭われても被害防止につながります。

なお、この場合の「自己宛小切手」発行手数料については無料とさせていただきます。

●偽造キャッシュカード犯罪への対応

盗難カードやスキミングによる偽造キャッシュカードを使用した不正取引などからお客さまの大切な財産をお守りするために次のような様々な取り組みをしています。

- ・ATM による暗証番号変更
- ・後方確認ミラーを全 ATM に設置
- ・ATM 画面のぞき見防止のための遮断フィルター設置
- ・個人のお客さまのキャッシュカードによる 1 日あたりの現金のお引き出し利用限度額を 50 万円に引き下げ

●取引時の確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、口座開設等の際にお客さまの氏名、住所（住居）、生年月日、職業、取引を行う目的等について確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お客さまへのお願い

- 類推されやすい暗証番号をお使いの場合は、すみやかに変更されることをお勧めします。

生年月日、電話番号、住所の番地、自動車のナンバー、4桁が同じ数字など、他人から類推されやすい暗証番号はお避けください。なお、現在類推されやすい暗証番号をご使用の場合は、当金庫ATMにて暗証番号を変更することをお勧めします。

- キャッシュカード、通帳、証書の保管・取り扱いには十分ご注意ください。

- ・通帳のご記帳はできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかご確認ください。
- ・キャッシュカードの暗証番号を貴重品ボックス・ロッカー・携帯電話など金融機関のお取引以外で他のサービスをご利用する際の暗証番号にして使うことはお避けください。
- ・ATMをご利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られないようご注意ください。
- ・当金庫職員などが店舗内外や電話、電子メールなどでキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合はただちに当金庫にご照会ください。
- ・キャッシュカードのご利用明細票は、お持ち帰りになられるか、他人に見られないように廃棄してください。
- ・キャッシュカードも通帳や印鑑と同様、大切なものですので厳重な管理をお願いいたします。長時間お手もとからお離しになられる際は十分ご注意ください。

偽造・盗難カード被害に遭われた場合の連絡先

お客さまが、偽造・盗難カード被害に遭われた場合にはただちに下記までご連絡ください。

曜日等	連絡時間帯	連絡先名称	連絡先電話番号
平日	8時～8時45分	ATMサービスセンター	0120-310-345
	8時45分～18時	各お取引店	各お取引店電話番号
	18時～21時	ATMサービスセンター	0120-310-345
土曜日・日曜日・祝日	8時～21時	ATMサービスセンター	0120-310-345

※各お取引店の電話番号は P70 をご覧ください。

金融 ADR 制度

● 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は P70 参照）またはコンプライアンス室（電話番号：0120-337-662）にお申し出ください。

● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話番号：03-3517-5825）にお申し出があれば、下記の東京

弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

名 称	受 付 時 間	電 話 番 号
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	03-3581-2249

顧客保護等管理方針

当金庫は、「顧客保護等管理方針」を定め、お客さまのお取引に際しましては、法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、当金庫のお客さまの正当な利益の保護および利便性向上に向けて、継続的な取り組みを行っております。

「顧客保護等管理方針」につきましては、P24 をご覧ください。

利益相反管理方針

当金庫は、お客さまのお取引に際しましては、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を「利益相反管理方針」に従い適切に管理しております。

「利益相反管理方針」につきましては、P24 をご覧ください。

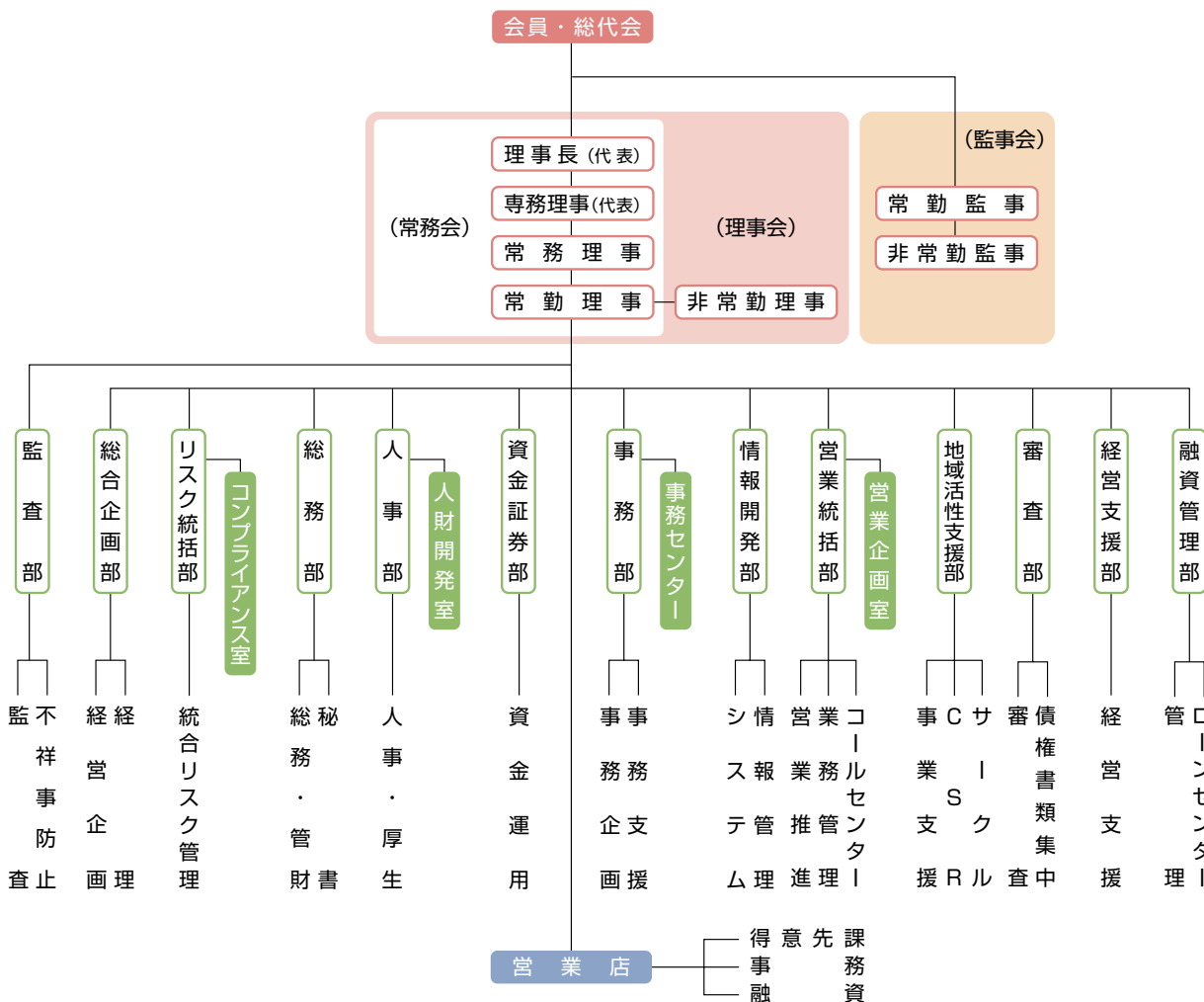
金融商品勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しましては、「金融商品勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正確保を図ることとしております。

「金融商品勧誘方針」につきましては、P24 をご覧ください。

組織図

(平成28年4月1日現在)



役員

(平成28年6月30日現在)

理事長(代表理事)	埜 由博	理事(常勤)	海野伊知郎	※1 理事(非常勤)	長野 正紀
専務理事(代表理事)	居村 徹也	理事(常勤)	廣瀬 千秋	※1 理事(非常勤)	岡田 幸彦
常務理事(常勤)	正木 勉	理事(常勤)	小橋 昭弘	※2 監事(常勤)	櫻井 敏行
常務理事(常勤)	興野 方人	理事(常勤)	安重 正和	※2 監事(非常勤)	福田 敬士
常務理事(常勤)	桑名 尚身	理事(常勤)	飯村 次男	監事(非常勤)	山口 暢子

※1は「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事
 ※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

はじめに

お客さまと共に

みとしんの経営体制

業務のご案内

資料編

ネットワーク

総代会の役割

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、

総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、電話による意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代および総代選考委員の資格・適格要件等

1. 総代の資格・適格要件・任期

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること

(2) 適格要件

- ・優良なメイン取引先であること
- ・人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良好な社会的生活を営んでいる人
- ・他の金融機関の役職員・総代でない人
- ・留任の場合は、80歳未満の人

(3) 任期

- ・3年

2. 総代選考委員の資格・適格要件

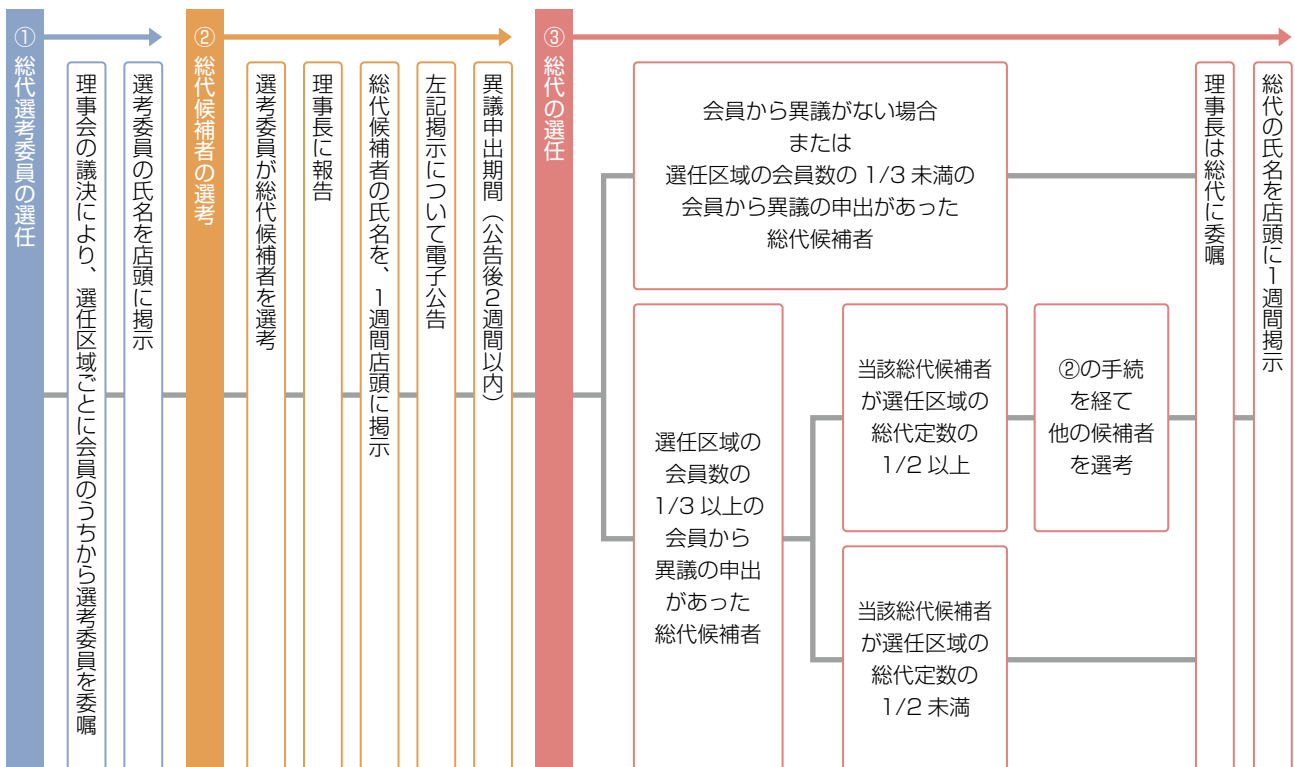
(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること

(2) 適格要件

- ・正常な取引先であること
- ・良識を持って正しい判断ができる人
- ・総代就任の意思のない人
- ・総代候補者と同一事業所に携わらない人

選考手続き



総代会開催日・報告事項・決議事項

- 総代会開催日 平成 28 年 6 月 23 日(木)
- 報告事項 第 1 号報告 第 71 期業務報告・貸借対照表・損益計算書報告の件
- 決議事項 第 1 号議案 第 71 期剰余金処分案承認の件
第 2 号議案 会員の法定脱退の件
第 3 号議案 定款の一部変更の件
第 4 号議案 理事任期満了に伴う改選の件
第 5 号議案 監事補充選任の件



第 71 期通常総代会

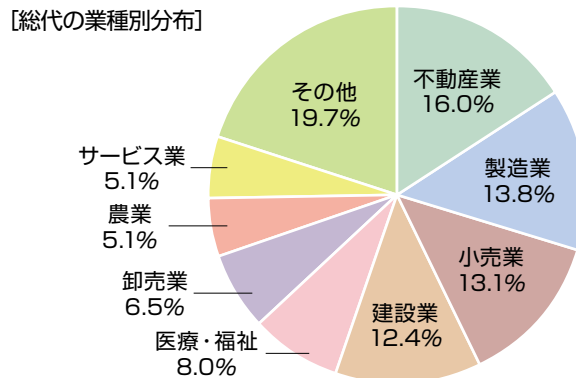
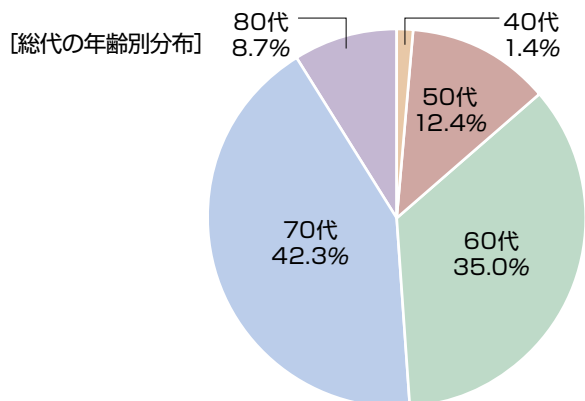
総代名簿

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

1 水戸中部地区	飯島 洋輔①	薄井 宗明②	遅野井 健③	小菅 満③	山口 一郎③	山田 茂⑥	綿引 宏次⑫
	阿部 光世⑨	入江 元⑤	加納 博史⑮	砂押 重勝③	関根 慎一⑪	長谷川 實⑪	金澤 邦道⑥
	川上 裕一①	島村 宏⑥	中山 彰真⑤	大澤 克彦③	小池 貞③	石島 國男③	関 輝喜⑤
	高沢 彰⑧	二川 泰久③	堀井 克美⑨	久須美 勝利⑥	川上 洋一①	深作 律夫③	林 邦雄①
坪 誠一②	大貫 恒夫③	田口 しめ子②					
2 県東地区	石井 藤一郎⑤	加部東 延浩④	川上 幸希⑤	坂本 敬子③	田山 東湖⑩	卯野 福弥①	池本 直樹⑤
	海野 泰司①	土井 靖弘⑤	清水 武彦⑨	照沼 弘志⑥	田中 正平⑤	鶴田 哲男⑥	船山 寅⑩
	根本 正寿⑥	加瀬 芳夫①	安 健次郎⑧				
3 県北地区	川崎 順子③	佐々木 謙一③	樋本 和雄⑪	高倉 信隆④	中野 博守⑫	藤井 俊宥③	高木 知一⑬
	武子 富士夫⑫	熊田 昭二③	白土 仙一郎⑤	田口 喜久雄③	矢代 高雄⑥	森嶋 鎮一郎⑦	小松 茂一⑤
	柴田 英哉⑨	馬上 秀一③	菊池 勝雄③				
4 県西・石岡地区	飯田 勇③	金子 三郎④	江原 均④	長尾 完④	山内 忠夫③	米村 尚晃④	川那子 克己④
	斉藤 悦夫⑧	田所 嘉徳⑧	青木 正紀③	小沼 睦③	木村 政美④	吉水 幸憲④	中村 儀昭①
	山西 庸義④	神生 恭利②	田村 豊顕④	永田 良夫④	川又 忠志④		
5 土浦・つくば地区	佐野 欣一①	寺島 さと子②	元川 隆彦④	浅野 敏夫④	鹿志村 昭三③	清水 俊男①	廣瀬 一三④
	七野 満②	鈴木 志郎②	高塚 千史④	中川 清④	山本 和男④	川村 剛久④	坪井 あや子③
	中根 英夫②	久松 一郎④	飯田 茂夫②	細田 哲男⑥			
6 鹿行地区	鹿島 則良④	信田 洋佑⑧	島 正美④	花ヶ崎 明治①	宮崎 良之④	市村 正義②	菊地 美博④
	額賀 健①	立野 壯一③	平山 一巳③	平野 勝巳④	山本 次保①	鈴木 一④	
7 県南・千葉地区	竹島 徹①	藤井 明②	海老原 邦夫①	風見 治⑥	霜村 研一⑥	野中 光雄⑥	増川 剛⑥
	芳住 幹男⑥	張替 和夫⑥	飯田 俊雄⑥	長妻 稔⑥	羽生 丈夫⑥	池田 忠雄⑥	岩瀬 剛⑥
	黒田 正⑥	山岡 登⑥	結城 繁⑥	足立 俊領⑥	川村 一幸⑥	吉野 吉春⑥	石塚 善兵衛⑥
	川野 健一①						
合計	137名	定数：100名以上180名以内					

※○内の数字は選任回数

(順不同、敬称略)



内部管理基本方針

1. 目的

当金庫は、当金庫の業務ならびに当金庫、子会社および子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という。)の業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第36条第5項第5号に基づき、次のとおり内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることとする。

2. 法令等遵守体制

当金庫は、当金庫グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための重要課題の一つとして位置付け、「水戸信用金庫行動基準」、「コンプライアンス・マニュアル」他を定め法令等遵守の重要性を役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 当金庫グループの法令等遵守に関する事項を一元的に審議・管理する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括担当をリスク統括部内に設置する。また、当金庫の本部各部、営業店ならびに子会社および子法人等に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置し、法令等遵守の徹底を図る。
- (3) 不正行為等の早期発見と是正を行うため、職員がコンプライアンス違反行為の事実ないし、その疑義を認識した場合に、所属部店等の上司を介さず、匿名で直接コンプライアンス統括担当に報告・相談等を行うことのできるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- (4) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力等対応規程」を定め役職員に周知徹底するとともに、組織として対応するための体制を構築する。また、反社会的勢力の不当要求には、断固として拒絶し関係を持たないこととするとともに、職員の安全を確保し、組織全体で法的に対応する。
- (5) 監査部は、法令等遵守態勢の適切性および有効性について監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門(子会社および子法人等を含める。以下同じ。)および統括部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。

3. 情報の保存管理体制

当金庫は、当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築する。

- (1) 理事の職務執行に係る理事会、常務会等の各議事録および各議書類等は、「理事会規程」、「常務会規程」等に基づき作成し、「文書保存、廃棄規程」等に則って、意思決定を行うために用いた資料とともに適切に保存・管理する。
- (2) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

4. リスク管理体制

当金庫は、当金庫グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築する。

- (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として策定するとともに、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスク特性等に応じた管理方針、規程等を策定する。
- (2) 当金庫グループのリスクを一元的に審議・管理する「統合リスク管理委員会」を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の主管部門・担当部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
- (3) 統合リスク管理委員会は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的または必要に応じ理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、理事会に速やかに報告または付議する。
- (4) 監査部は、リスク管理の実効性を確保するために監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・担当部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。
- (5) 大規模災害、システム障害および風評リスク等緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理要領」に基づいて危機管理態勢を整備する。

5. 理事の職務の執行体制

当金庫は、当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 理事会を原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項について意思決定を行う。
- (2) 理事会は、全役員が共有する経営計画および年度毎の事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価する。
- (3) 理事の職務の執行が効率的に行われているかを、会員および預金者等関係者からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高める。

6. 業務の適切性を確保する体制

当金庫は、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 当金庫の代表理事は、子会社および子法人等の代表取締役から定期的に同社の取締役等の職務執行状況のうち経営上の重要事項に関する報告を受ける。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
- (2) 監事および監査部は、当金庫グループの業務について、法令等に抵触しない範囲において定期的に監査を行う。監査部は、その結果を代表理事に報告する。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
- (3) 当金庫は、子会社および子法人等が業務運営方針や事業計画その他重要事項を策定するのにあたり、当金庫の経営方針等に準拠した内容としているかを検証する。
- (4) 当金庫は、子会社および子法人等における業務運営方針や事業計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じてその結果を理事会等に報告する。
- (5) 当金庫と当金庫の子会社および子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、総合企画部や監査部が定期的にモニタリングするなどの措置を講ずる。

7. 監事の職務の補助

当金庫は、当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項を次のとおりとする。

- (1) 監事が、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、理事は監事と協議のうえ、人員を配置する。
- (2) 監事を補助すべき職員の配置にあたっては、当該業務等を十分検証できる能力を有するものを配置する。

8. 監事の職務を補助する職員の独立性等

当金庫は、当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性等に関する事項を次のとおりとする。

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、他部署を兼務せず、当該監査業務に関し監事の指揮命令に従い、監事以外のものからの指揮命令は受けないこととする。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事の同意を求めることとする。

9. 監事への報告体制

当金庫は、当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制を次のとおり構築する。

- (1) 当金庫の理事および職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告するものとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会(子会社および子法人等においては取締役会)および常務会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ コンプライアンス・ホットラインの運用および通報の内容
 - ⑦ コンプライアンス違反およびその他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 当金庫は、公益通報者保護に関する規程等に基づき、監事への報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員に対して説明を求めることができる。
- (4) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会、ALM委員会など経営の業務執行に係る重要な会議等に出席し報告を求めることができる。

10. その他監事の監査の実効性を確保する体制

当金庫は、その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事および職員は協力する。
- (2) 代表理事は、監事と当金庫が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況等について定期的に意見交換を行う。
- (3) 監事は、監査部、監査法人等との連携を保ち、監査の実効性の確保に努める。
- (4) 監事は、監査部に対して調査を求めることができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用できる。
- (5) 監事は、必要に応じて契約書類、稟議書、各会議議事録等を閲覧できる。
- (6) 当金庫は、当金庫の事業計画および監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を求めることとする。

11. 基本方針の改廃

本基本方針の改廃は、理事会が決議する。

コンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任
水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、地域社会の一員としての社会的責任と公共的使命を常に自覚し、自己責任に基づく健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
当金庫グループは、セキュリティ・レベルに十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルールの厳格な遵守
当金庫グループは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーション
当金庫グループは、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 職員の人権の尊重等
当金庫グループは、職員・社員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題への取り組み
当金庫グループは、資源の効率的利用や廃棄物の削減を推進するとともに、環境保全に寄与する金融サービスの提供に努めるなど、環境問題に積極的に取り組みます。
7. 社会貢献活動への取り組み
当金庫グループが地域社会の中において存続・発展し得る存在であることを自覚し、「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. 反社会的勢力の排除
当金庫グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除します。

顧客保護等管理方針

- 水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、お客さまのお取引に際しましては法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上に向けて、継続的な取り組みを行ってまいります。
1. 当金庫グループは、お客さまに十分ご理解をいただいた上でお取引いただけるよう、金融取引や商品等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況およびご契約の目的に応じて適切な情報の提供と商品説明を行います。
 2. 当金庫グループは、お客さまからお申出のあった、ご意見、ご相談および苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
 3. 当金庫グループは、お客さまの情報を適性かつ適法な手段で取得し、お客さまの同意がある場合や法令等により開示が求められた場合等を除いて、利用目的の範囲を超えた利用や第三者への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等防止のため、必要かつ適正な措置を講じてまいります。

4. 当金庫グループが行う業務を外業者等に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまの利益を守るため、委託先に対して適切かつ十分な管理を実施いたします。
5. 当金庫グループは、お客さまのお取引で生じうる利益相反のおそれのある取引につきましては、法令等に従って適正に管理する体制を整備するとともにお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針における「お客さま」とは、「当金庫グループをご利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。
※お客さま保護の必要性のある業務とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売および募集等においてお客さまと当金庫グループの間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針

- 当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまのお取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。
1. 当金庫は、当金庫およびみとしんリース株式会社（以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品勧誘方針

- 当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。
1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。

3. 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前9時から午後8時までといたします。ただし、事前にお客さまからのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。